

利用までの流れ



住み慣れた地域で自分らしく生活するために、サービスを利用して、積極的に健康づくりに取り組みましょう。
 利用についてはお住まいの地区の地域包括支援センターにご相談下さい。

事業を利用できる人

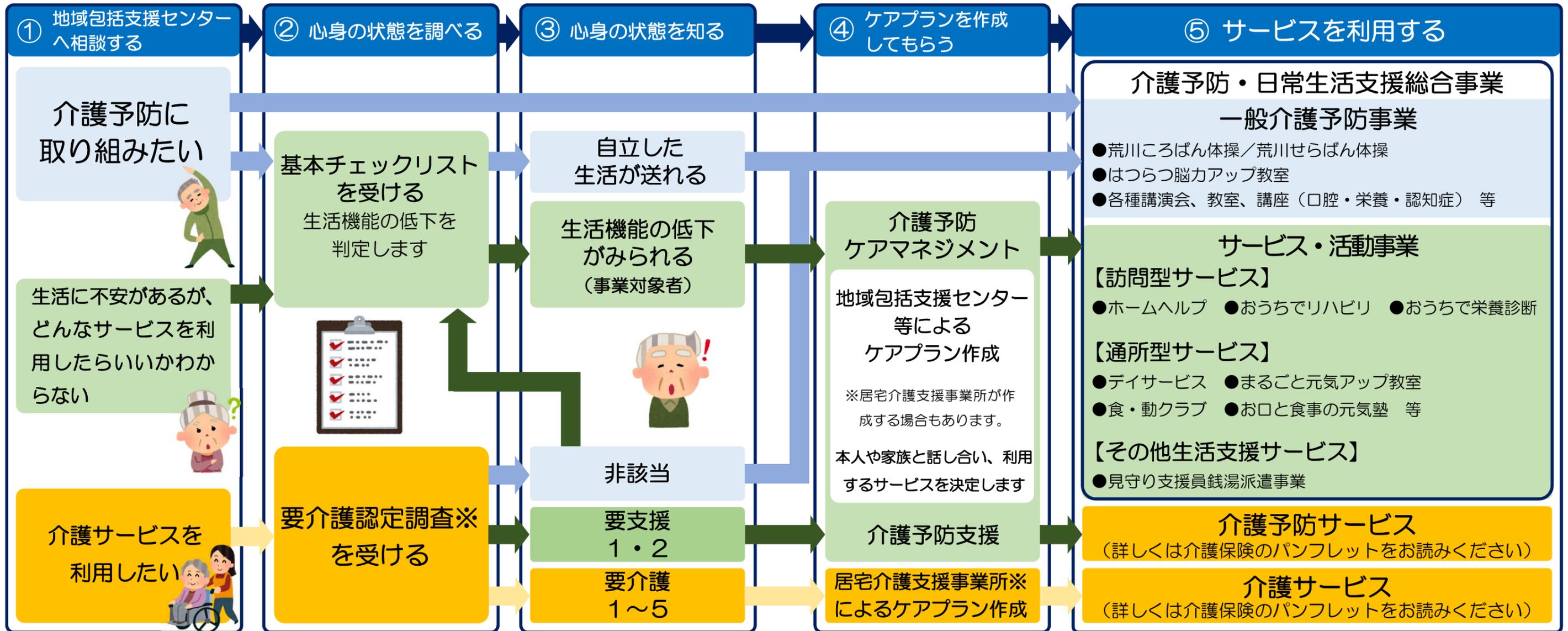
【総合事業】

〈サービス・活動事業〉

- 要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方
- 基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

〈一般介護予防事業〉

荒川区在住の
65歳以上の方



※要介護認定調査とは……

荒川区の介護認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態について確認します。訪問調査結果や、主治医意見書の一部の項目をコンピュータに入力します。(一次判定)
 判定結果や主治医意見書などをもとに、介護認定審査会が審査します。(二次判定)



※居宅介護支援事業所とは……

要介護認定を受けた人が自宅で介護サービス等を利用しながら生活できるよう支援する事業所です。
 ケアマネジャーが本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、ケアプランを作成し、ケアプランに基づいて介護保険サービス等を提供する事業所との連絡・調整などを行います。

